#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ー九七〇年代におけるフランス民事訴訟法の改正: その経緯と内容の概観
Sub Title	Les réformes de la procédure civile française des années 1970
Author	本田, 耕一(Honda, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1980
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.1 (1980. 1) ,p.98- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19800115-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 九七〇年代におけるフランス民事訴訟法の改正

―その経緯と内容の概観――

本 田

耕

2 延期的手段に対する制限 抗弁の制限

は じ め

K

改正の経緯

改正の目的とその具体的方策

一、当事者に利用し易い手続

一、合理化

分手続の統一化

規定の統一

期間計算の統一

レフェレ手続の一般化による手続の統

控訴院への控訴事件の集中

3 小審裁判所の権限拡大と手続の改正

二、新しい手続の創設

1 新しい手続の導入

共同申請

督促手続

2レフェレの拡大

3裁判官の専門化

執行裁判官

夫婦事件担当裁判官

白厳格な形式主義の緩和

1 形式主義の緩和

無効制度の修正

カリテの廃止 郵便の利用 無管轄の宣言の制限

> 二、裁判官により指導される手続 一、事件に対峙する当事者と裁判官の役割

3 事実 2訴訟の対象 1訴訟の開始

九八 )

5証拠

#### 裁判官の和解者としての役割 二、訴訟の進行(隼備手続裁判官)

#### は ľ め r

すなわち、 全面改正といつても、 典は民事事件に適用されるすべての手続規定を含むものではなく、 用される特別規定である)。しかし、 (2) 又は新法典と略称する)が統一的に適用されるに至つた点から、 的なことと評価されている (但し、新法典の附則三七カ条は、三県に適 Rhin Moselle 三県についても、新民事訴訟法典(以下、新民訴法典 また、これに伴つて、それまでドイツ 法的色彩の 強い地方(特別) 六年一月一日から施行されたことは周知の通りである。この改正は、 法が適用 されていたアルザス・ロレーヌ 地方の 訟法の全面的改正を初めて実現したものとして重要な意義を有し、 典 (Nouveau Code de procédure civile)』を制定し、これが一九七 続出した民事訴訟手続に関するデクレを編纂し、更に新しい規定を 一九世紀中葉から一世紀以上の間夢みられ、試みられてきた民事訴 の裁判所に共通の規定」を、 九七五年一二月一五日のデクレー一二三号が、一九七一年以降 本文九七二ヵ条及び附則三七ヵ条を包する「新民事訴訟法 新法典は、現在の段階では、その第一巻において「すべ 旧法典を完全に全面改正したものではない。 第二巻において「各裁判所に関する 他方において、周知の通り、 Bas-Rhin Haut-新法 革新

> (これは将来新法典の第三巻に編纂される)等のほか、旧民訴法典の 手続」「第三巻 特別規定」 主要な規定をすべて改正した点では、不完全ながらも、 がいまなお適用されている。しかし、新法典が、判決手続に関する に関する手続を定める一九七五年一二月五日のデクレー 一 二 五 号 で白紙の状態である。従つて、この部分については、離婚及び別居 一つの区切りを示していると見ることができる。 「第五巻 執行方法」の部分については、標題が置かれているのみ を定めるに止つており、「第二 巻 七編 特定の事項 についての 特別手続」 「第四巻 破毀院における 全面改正 仲裁

著書及び論稿では、改正の経緯及びその基本精神については、必ず 幸助教授によつて「フランス民事訴訟法における防禦権理論[][]] classeur Périodique 等に発表されている。また、 articles"が公刊され、その他多数の論稿が Recueil Dalloz, Juris-"Nouneau code de procédure civile commenté par l'ordre des tion"等が、またコンメンタールとして、E. Blanc et J. Viatte 口安平教授及び若林安雄・ 上北武男・ 徳田和彦の 各助教授 A. Jauffret "Manuel de procédure civile et voies d'exécu-"Procédure civile et voies d'execution" (Collection Thémis), J. Vincent"Procédure civile" (民商七五巻六号・七六巻一号) が発表されている。 しかし、これらの 「注釈フランス新民事訴訟法典」(法曹会)が公刊され、 また徳田和 新法典による改正後、既にフランスにおいては、概説書として、 新法典の各条文の翻訳及びこれに注釈を加えたものとして、谷 19e ed., P. Catara et F. Terré わが国において により

Ŷ

「紹介」が若林安雄助教授によつてなされたにとどまつている(民"L'esprit général et les innovations de Nouveau Code de procédure civile"が公刊されているが、わが国では、右の著書のならには明らかにされていない。改正の詳細な経緯及びその基しも充分には明らかにされていない。改正の詳細な経緯及びその基

訴雑誌二四・法律文化社)。

て概観したい。

で概観したい。

で概観したい。

で概観したい。

で概観したい。

でで本稿では、一九七一年以降のデクレによる民事訴訟法の改正、就中新法典による改正について、その改正の経緯を述べるとと正、就中新法典による改正について、その改正の経緯を述べるとと正、就中新法典による改正について、その改正の経緯を述べるととの役割について、どのようにその役割が分担されているか等について、

本稿の執筆にあたつては、

改正の経緯について Claude

Parodi "L'esprit général et les innovations du Nouveau Code de procédure civile"を参考にしたほか、パリ第五大学シャルティde procédure civile"を参考にしたほか、パリ第五大学シャルティエ教授(Professeur Dr. Chartier)の御厚意により、同教授の講議用原稿 "L'évolution recente de la procédure civile en droit français"を参考にさせていただいた。また、条文の引用については、谷口教授及び若林、上北、徳田の各助教授による「注釈フランス新民事訴訟法典」に拠らせていただいた。

#### 一 改正の経緯

フランス法務省中央行政部の司法官であるクロード・パロディ氏

時代錯誤の裁判としたことにあるという。時代錯誤の裁判としたことにあるという。 おった が、第二には、離婚の可能・自動車の出現・保険の発達・社会立法が、第二には、離婚の可能・自動車の出現・保険の発達・社会立法が発展等によつて富裕階層からそれ以外の新しい階層へと広がつた (3)

一九世紀初頭には、口頭審理主義、自由心証主義、判決理由の必要性等を定める唯一の近代的訴訟法典として、諸外国の模範とされた旧民事訴訟法典も、ナポレオン法典の一つとして一八〇六年の制定を非常に広範に取り入れており、その点から見れば既に三世の規定を非常に広範に取り入れており、その点から見れば既に三世の規定を非常に広範に取り入れており、その点から見れば既に三世の規定を非常に広範に取り入れており、その点から見れば既に三世の規定を非常に広範に取り入れており、その点が、という事情を背景を考え併せるだけでも、時代錯誤のものとなつたという事情を背景を考え併せるだけでも、時代錯誤のものとなつたという事情を関係することができる。

弁護士(agrée)と共に、一つの職に統合する一九七一年一二月の弁それまで併存していた弁護士(avocat)と代訴士(avoué)を、商事第六番目の改正委員会を設ける直接のきつかけをつくつたのは、

九七〇年代におけるフランス民事訴訟法の改正

夢みられてきた旧民訴法典の全面改正の火蓋が切られたのは、第六ける一つの転換期をもたらしたといわれているが、一八五一年以来

番目の改正委員会が設置された一九六九年四月四日以降のことであ

護士制度の改革である。すなわち、この制度改革に関する法律の草(11) 改正委員会」を設置した。 この 委員会の目的は、「進行中の司法職 des sceaux René Capitant)は、一九六九年四月四日、「民事訴訟 手続を新しい弁護士の職務に適合するよう改正することを司法省に であるとの考慮等から、特に彼らにとつて関係の深い大審裁判所の 職務の拡張による負担を軽減するためには訴訟手続の簡易化が必要 囲を徐々に拡大して行くことになる。 定を改正することが必須であることを自覚し、それ以降、改正の範 からの改正を実効性あるものにするためには、それ以外の数々の規 作成作業を通して、改正委員会は、新しい弁護士職を考慮した視点 し、その二年後に出される一九七一年九月九日のデクレ七四〇号の 職の再編」(=新しい弁護士職)を考慮した視点から出発した。 策を提案する」ことにあるとされた。従つて、当初、改正は の再編成を考慮して、民事訴訟手続の近代化を確保するための解決 求めた。これに応えて、当時の国璽尚書ルネ・キャピタン 案作成過程において、弁護士団体は、弁護士制度の改革から生ずる 「司法 しか

(4)執達吏、(5)法律学教授、である。この法律学教授として、モトゥルび控訴院の弁護士、(3)パリ商事裁判所長及び同裁判所付商事弁護士、訴院・破毀院等すべての等級の裁判所の裁判官、(2)第一審裁判所・控人以上にのぼつている。すなわち、(1)小審裁判所・大審裁判所・控人以上にのぼつている。すなわち、(1)小審裁判所・大審裁判所・控入以上にのぼつている。すなわち、(1)小審裁判所・大審裁判所・控入以上にのぼつている。すなわち、(1)小審裁判官、(2)第一審裁判所・控入以上にのぼつている。するという方向改正委員会の人的構成は、幅広い職域から委員を募るという方向改正委員会の人的構成は、幅広い職域から委員を募るという方向

don)、テレ (M. Motulsky)、ペロ (M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Cornu) の五名の教授が委員としての関ロに民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュと共に対して、同じく改正委員であるコルニュと共に対して、同じく改正委員であるコルニュと共に対して、同じく改正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュと共に対して、同じくな正委員であるコルニュートのでは、M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Motulsky)、ペロ (M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Motulsky)、ペロ (M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Motulsky)、ペロ (M. Motulsky)、ペロ (M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Motulsky)、ペロ (M. Perrot)、ジベルドン(M. Giver-スキー (M. Motulsky)、ペロ (M. Motulsky)、Motulsky)、ペロ (M. Motulsky)、Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Motulsky)(M. Motulsky)、Mot

経介すると、委員長ジャン・フォワイエは、民事法学者であり、特に民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュと共に民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュと共に民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュと共に民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュと共に民事訴訟法の専門家として、同じく改正委員であるコルニュは、別をもたらしたといわれる一九六五年の準備手続裁判官(juge des mises en état)の制度を創設しており、彼を委員長に据えた人選は期をもたらしたといわれる一九六五年の準備手続裁判官(juge des mises en état)の制度を創設しており、彼を委員長に据えた人選は期をもたらしたといわれる一九六五年の準備手続裁判官(juge des mises en état)の制度を創設しており、彼を委員長に据えた人選は邦に当を得たものであつた。パリ大学法学部教授であるコルニュは、将に当を得たものであつた。パリ大学教授ジベルドン、パリ大学教授テンリュス(M. Solus)教授の後任にあたるパリ大学民事訴訟法講座ソリュス(M. Solus)教授の後任にあたるパリ大学民事訴訟法講座ソリュス(M. Solus)教授の後任にあたるパリ大学民事訴訟法講座フリュス(M. Solus)教授の後任にあたるパリ大学民事訴訟法講座フリュス(M. Solus)教授の後任にあたるパリ大学表表を表表しての側面をもいた。

々であつたため、困難であつた。そこで、モトゥルスキー、コルニかつたために相当な時間を必要とするうえ、更に各委員の意見が様出されたが、結論を引き出すことは、委員の員数が多改正委員会の活動は、一九六九年一○月から開始され、当初各委

ね、その後に、その改正草案を改正委員会が審議することを決め委員会を設け、これに改正委員会の作業をもとに改正案の起草を委要員会を設け、これに改正委員会の作業をもとに改正案の起草を委事訴訟の基本原則から検討することとなつた。そして、一九六九年ュの両教授の提案に従つて、学説や判例によつて確立されてきた民ュの両教授の提案に従つて、学説や判例によつて確立されてきた民

Perrot)、その他司法省の司法官(magistrats)であつた。小委員会 tre Bertherat)、法律学教授コルニュ(M. Cornu)とペロ zelles)の下に置かれ、実際には最初の数年間パリ 控訴院副院長 キャロン (M. Caron)、弁護士シイアルリ (Maître Sialleli)とキャ 員は、リヨン控訴院長ビゥロウ (M. Buraud)、リル大審院裁判所長 九月九日のデクレ七四○号の草案を改正委員会に提出した。その草 は一九七○年一○月から活動を開始し、数ヵ月後には、一九七一年 ンシャン(Maître Fontaine-Tranchant)、執達吏ブェルトゥラ (Maî-とブォリュ (Maître Beaulieu)、控訴院付代訴士 フォンテーヌトラ ル (Maître Cayol)、第一審裁判所付代訴士ベトゥ (Maitre Bethout) ァルデル(M. Fardel) によつて運営された。 そして 選任された 正する部分から成つていた。 案は訴訟の指導原則を定める巻頭部分と大審裁判所の訴訟手続を改 小委員会は、形式的にはパリ控訴院長ドゥシュゼル(M. Deche-フ

に、大審裁判所の手続の改正を実効性あるものにするためには、単九年一○月以来、約二年にわたる改正作業を通して、前述したようしかしこの頃から、改正委員会は、その活動が開始された一九六

# 一 改正の目的とその具体的方策

は労働法典の中に挿入され、新民訴法典の中には加えられなかつた。

## 一、当事者に利用し易い手続

件の性質に適合するよう定められていたからとみることもできなくたのとは、無意味なことであり、また困難なことでもある。なぜなら、それぞれの裁判所は、その裁判所に属する事件の性質に適合しら、それぞれの裁判所は、その裁判所に属する事件の性質に適合しら、それぞれの裁判所にしており、また、フランスにおいては、その手続は歴史によつて培われてきたものだからである。フランスでは、小審裁判によって培われてきたものだからである。フランスでは、小審裁判によって培われてきたものを積な訴訟手続を一つの手続に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、無意味ないの事業に統一することは、

方、それに乗じる不誠実な者を優遇し、無法状態の蔓延を助長して 良な 権利者が 法廷に赴 くことに水を差し、裁判の利用を妨 げる一 手続を多様なものにしていつた。この手続の複雑性・多様性は、善 うことにあつた。このことは、一方では手続を複雑にし、他方では 永年にわたり、 事件に適合した新しい手続の創設を見ることができる。これらは二 訴訟手続を適合させることが必要とされた。それ故、最近の改正に の分野においても、各裁判所の事件の様々な性質に応じて、これに う立法の多元化がしばしば見らけられる。<br />
これと同様に、<br />
民事訴訟 なければならなくなる状況の多様性も考慮に入れなけ れば ならな において手続の合理化が望まれるなら、他方では、裁判官が直面し いた。従つて、ここでは手続の合理化が切望された。しかし、一方 にする点では異ならない。 律背反する面もあるが、訴訟当事者に対して訴訟をより容易なもの ついては、一方において、一、合理化の努力を、他方において、二、 い。最近のフランス民法の改正において、社会生活の発展拡大に伴 しかし、むしろその原因は、手続を定める各種の規定が、 しばしば「論理の精神」なく積重ねられてきたとい

#### - EX

(一手続の統一を目指すとともに、(二厳格な形式主義の緩和をはかつは前述した通りであるが、これを合理化するために、最近の改正は、定が「論理の精神」なしに積重ねられてきたことに因るということ 旧民訴法典による訴訟手続の多様性と複雑性は、手続を定める規

### (一) 手続の統一化

が、一八〇六年の旧民訴法典は、このような訴訟の一般的規定を一 が置かれているが、そこでは、各裁判所での手続が順次叙述されて すなわち「第一部 に、旧民訴法典は「第一部 されたことを見ても、知ることができる。新民訴法典は、その「第 ためのいかなる配慮もはらわれていない。 いるだけで、いかなる一般原則も規定されておらず、規定の統一の 所」「控訴院」 「判決攻撃のための特別方法」「判決の執行」の五つの編 において、各別の手続に関する規定を順次羅列するだけであつた。 切定めていなかつた。一八○四年の民法典のように、非常に実用的 一巻」に九四九箇条に及ぶ「すべての裁判所に共通の規定」を置 々に定められていた規定が、新法典によつて広範囲にわたつて統 手続の統一への配慮は、 裁判所の手続」では、「小審裁判所」「大審裁判 旧法典の下では各裁判所に関して区々別 裁判所の手続」「第二部 各種の手続

あるいは「章」を示せば次の通りである。すなわち、「訴訟の指導の規定」は、統一化の努力を強く示すものである。その主要な「編」でた。それに比べて、新民訴法典の「第一巻すべての裁判所に共通の規定」に比較し得るもの)を通して、更には一九四四年七月一五日の法律(鑑定に関するもの)を通して、更には一九四四年七月一五日の法律(鑑定に関するもの)を通して、更には一九四四年七月一五日の法律(鑑定に関するもの)を通して、更には一九四四年七月一五日の法律(監督、控訴に関するもの)を通して、また、それに、一九四二年五月二三日の法律(仮執行、当事なわれている。それは、一九四二年五月二三日の法律(仮執行、当事なわれている。それは、一九四二年五月二三日の法律(仮執行、当事なわれている。それは、一九四二年五月二三日の法律(仮執行、当事なわれている。それは、第日には、当ないは、「章」とを加えている。

「参叩」「诉公手売こ付帯する事頁」「裁判上の代里及ゞ甫左」「削央原則」「管轄」「裁判上の請求」「防禦方法」「証拠の裁判上の提出」

「参加」「訴訟手続に附帯する事項」「裁判上の代理及び補佐」「判決の執行」「不服申立方法」「期間、執達書及び送達」「費用及び所一の意要性を強調するかのように、特別の定めのない限り「本の統一の重要性を強調するかのように、特別の定めのない限り「本の規定は民事事件、商事事件、社会(保障)事件、農事事件又は明らの規定は民事事件、商事事件、社会(保障)事件、農事事件又は明らの統一の重要性を強調するかのように、特別の定めのない限り「本の統一の重要性を強調するすべての司法系統の裁判所において適用及び補佐」「判決」である。

されている。 更に、統一化への指向は、次に述べる種々の改革を通して、実現

てはレフェレが原則として認められていなかつた小審裁判所、更にには小作関係同数裁判所にも拡大された。レフェレは簡易・迅速・を流を手続であつたが、一九二四年に商事裁判所に、また一九四四されたものであつたが、一九二四年に商事裁判所に、また一九四四されたものであつたが、一九二四年に商事裁判所に、また一九四四年には小作関係同数裁判所にも拡大された。レフェレは簡易・迅速・経済な手続であつたため、その長所に助けられて発展を遂げ、一九経済な手続であつたため、その長所に助けられて発展を遂げ、一九経済な手続であつたため、その長所に助けられて発展を遂げ、一九経済な手続であつたため、その長所に助けられて発展を遂げ、一九経済な手続であつたため、その長所に助けられて発展を遂げ、一九経済な手続であつたため、その長所に助けられているかった小審裁判所間の手にはレフェレが原則として認められていなかつた小審裁判所、更にないた「大学の大学の表別である。

る(四八四条以下)。すべての裁判所に共通する問題については、第一巻に規定されていすべての裁判所に共通する問題については、第一巻に規定されていを一般化した。レフェレの命令の性質や効果、その手続の方式など、び小作関係同数裁判所(八九三条)にもこれを認め、レフェレの手続

には完全に八日の期間が与えられるというものである。しかし、あ間であると、出頭(弁護士の選任)は一〇日になされれば足り、被告 ず、出頭期間の末日は九日ということになるが、この期間が完全期 ば、出頭期間は八日と定める規定があり、ある月の一日に被告に対 (délais non franc) になつた。従つて、 現在フランス民事訴訟法に 完全期間 (délais non franc) がこれである。 完全期間とは、例え おいては完全期間は存しない。一九七二年の改正は、国際条約によ 保持しながら、 この規定を廃止し、 すべての期間は、 不完全 期間 九七二年八月二八日 のデクレ七八八号は、 期間の統 一計算 原則を であつた。一九六五年一一月二六日のデクレー〇〇六号は期間を統 両者を区別するための明確な規準を欠いていたので、しばしば困難 る期間が完全期間であるか不完全期間であるかを区分することは、 し召換状が送達された場合に、一日は初日不算入によつて計算され は二種類の期間があつた。すなわち、完全期間 (délais franc) と不 つて認められる規則とフランスの規則とを合致させるために行なわ 一し、すべてを完全期間 (délais franc) とした。しかしその後、一 たものと理解されている。(2) 第二は、期間の計算についてである。一九六五年までフランスに

第三は、控訴院への事件の集中による審級関係の整理である。す

通り、大審裁判所(八四八条以下)、

商

事裁判所(八七二条以下)及

は控訴院にもこの手続を創設し(八四一条以下、九五六条以下)、従来

## (11) 厳格な形式主義の緩和

中にあるといえよう。

当事者に対して、訴訟の遂行を容易にするために、手続を簡易、迅速なものにする方策は種々の面で施されている。1形式主義の緩和、2延期手段に対する制限、3小審裁判所の権限の拡大と手続の 利速なものにする方策は種々の面で施されている。1形式主義の緩出するために、手続を簡易、

#### 1 形式主義の緩和

遵守による無効を認めるか、あるいは、当事者の利益を制限して、(文書) あるいは作成提出されるべき 要式が適法 になされなかつた(文書) あるいは作成提出される、当事者の利益を制限して、訴訟行為というによる無効を認めるか、あるいは、当事者の利益を制限して、

つであろうが、新民訴法典は更に無効の補正の制度を新設している

化させる。 で応じて、従つてまた訴訟の段階に応じて、無効制度を様々に変質に応じて、従つてまた訴訟の段階に応じて、無効制度を様々に変質に応じて、無効制度を様々に変がした。すなわち、訴訟行為(文書)と要式の性手続の経済と迅速を確保するかである。新民訴法典は、この二者択手続の経済と迅速を確保するかである。新民訴法典は、この二者択

新民訴法典一一二条以下に規定される訴訟行為(文書)の無効は、

を主張する当事者が、瑕疵により受けた不利益(grief)を立証した 的瑕疵によつてこれを 宣言することはできない」(一一四条一項)と 重要な要式 (formarité substantielle) 又は公序の不遵守の場合を除 なる、また弁論開始前に提出されるべき要式として(一一六条)検事 弁論開始前の段階に関するものである。この段階における訴訟行為 できる。これによつて、無効は相当制限され、訴訟の促進にも役立 ない場合には無効はないとする点で、形式主義の後退をみることが としていたことと比べて、大きな刷新といえる。 要式についての無効を主張する者は、不利益を立証する必要がない つても不利益なしには無効はないとした。従来、破毀院が、 である」(同条二項)とし、たとえ重要な要式または 公序が問題とな 場合にのみこれを宣言できる。重要な要式又は公序についても同様 いて、無効が法律により明らかに規定されていない場合には、 る行為(文書)の無効に関しては、「いかなる訴訟行為(文書) への事件の伝達が問題となる。これらについて、要式の欠缺に対す (文書) としては、召換(状)、申立(書)、申立書の送達等が問題と 破毀院判例と同じ態度を示した。 しかし、 次に「無効はそれ 実質的に不利益が

の無効も、ここに述べられたと同様の原理に服する(六四九条)。(一一五条)。なお、訴訟手続外で行なわれるものも含めて、執達書

た者の能力又は権限の欠缺」(一一七条)が挙げられるが、これらは訟に関与した者の権限の欠缺」「訴訟当事者を代理する 権限 を与え訟に関与した者の権限の欠缺あるいは法人又は行為無能力者を代理して訴無効とされる(一一七条)。 実体的瑕疵としては「訴訟能力の欠缺」実体的瑕疵による訴訟行為(文書)の無効について、これは当然に

受理とされ、適時の異議を欠くときは、不適法による無効は宣言さ れなかつたとき、更に口頭弁論が公開または非公開の規定に反して 新)されねばならないが(四三二条二項・四四四条二項)、 これ がな さ 後) 裁判所の構成に 変更があつた場合、 口頭弁論は再開 変えられたものと評価できる。また、弁論開始後(更には弁論の再開 (四三○条三項)とされており、 職務を有しない者に申し立てがなされた場合には、適用されない」 けられるが、この規定は「裁判所を構成する資格を与える職業又は 比較して(日四二〇条一項一号)、一見かなりの抜本的な 刷新 と見受 れていないときは、その判決に対して再審の訴が申立てうることと れない(四三〇条)。わが国において、法律に従つて裁判所が構成さ じた場合はそれが明らかになつたときに、直ちに提出しない限り不 (contestation)は、口頭弁論開始時に、あるいは不適法がその後生 るにとどまる。まず、 最早形式主義の問題ではない。 弁論開始後の無効については、 裁判所の構成についての適法性に関する異議 結局形式主義から実質主義へ観点が 新民訴法典はこれを個別的に定め (または更

してのものであり、裁判所の構成も口頭弁論開始後、合議に至る前を無効は、当事者はこれを弁論終結前に主張しなければならず、弁論に関する無効は、すべて口頭弁論終結前に主張されなければならず、弁論に関する無効は、すべて口頭弁論終結前に主張されなければならず、介論に関する無効は、すべて口頭弁論終結前に主張されなければならず、弁論の問題について適用される。従つて公開・非公開の問題も弁論に至る前の問題について適用される。従つて公開・非公開の問題も弁論に至る前の問題について適用される。従つて公開・非公開の問題も弁論に至る前の問題について適用される。従つて公開・非公開の問題を対してのものであり、裁判所の構成も口頭弁論開始後、合議に至る前の問題について適用される。

に変更された場合に四四六条が適用される。

際に遵守されたことが手続書類 (pièces de la procédure)、 判決の適式性を証明する記載の脱漏又は不正確は、 ちに主張されなければ無効は宣言されない(四五八条二項)。 する四五一条及び四五二条の規定の違背は、判決の言渡しの時、 がこれである(四五八条)。しかしこれらのうち、判決の言渡しに関 五四条)、判決に所長及び書記の署名が欠けているとき (四五六条) とき(四五二条)、判決に裁判官の氏名の 記載が欠 けているとき (四 れたとき(四五一条)、判決に加わらなかつた裁判官が判決を言渡す 加わつたとき(四四七条)、訴訟事件について判決が非公開で言渡さ を規定している。すなわち、弁論に立会わなかつた裁判官が合議に 日の記録簿(registre d'audience)(七二八条参照) 又は他の方法によ おいても、 つて証明される場合には、判決は無効とされず(四五九条)、 合議及び判決に関する無効については、新法典は次の場合に無効 判決の無効は合理的な範囲内に制限されている。 法律の規定が実 ここと また判 弁論期 なお、

(一)2

判決を補充できる(四六三条)。これらの点においても、形式主義の判決をなした裁判所は、他の既判事項を害することのない限度で、る(四六二条)。請求の一項目について判決を脱落した場合も、そのい場合には理性(raison)に従つて、裁判所は常にこれを補正できい場合には理性(raison)に従つて、裁判所は常にこれを補正できた。 決に実質的な影響を与える誤り又は判断の脱落は、判決確定後も、

緩和がみられる。

規定は旧民訴法典におけるとほぼ同様であるが、事物管轄について 規定は旧民訴法典におけるとほぼ同様である。土地管轄に関するとき、被告が出頭しないとき(九二条一項)、②控訴院及び破毀院においては、事物管轄に関して、事件が刑事又は行政裁判所の管轄に属する場合、又は事件がフランスの裁判所の権限に属さない場合(同条二項)、③土地管轄に関して、事件が非訟事件であるとき、又は訴訟事件において、事件が可多とき、被告が出頭の権限に属さない場合(同条二項)、③土地管轄に関して、事件が非訟事件であるとき、又は訴訟事件において、事物管轄の規定違背の場合とき、被告が出頭しないとき(九三条)、である。土地管轄に関して、事件が非訟事件であるとき、である。大田管轄を宣言できる場合に関してである。裁判第定は旧民訴法典におけるとほぼ同様であるが、事物管轄についてある。大田であるが、事物管轄についてある。大田であるが、事物管轄についてある。大田であるが、事物管轄についてある。大田である。大田である。大田である。大田である。大田であるが、東地であるが、東物管轄についてある。大田であるが、東物管轄についてある。大田では、大田であるが、東物管轄についてある。大田であるが、東地である。大田であるが、東地であるが、東地では、大田であるが、東地であるが、東地であるが、東地である。大田であるが、東地である。

が提起された場合に、被控訴人に対して、控訴審(控訴院)への訴訟後退させている。 たとえば、 控訴の新手続についてみれば、 控訴配達証明付書留郵便及び普通郵便の利用を採用し、執達書の使用を第三は、執達書の使用に代わる郵便の利用である。新民訴法典は

の制限も、

形式主義の緩和の一つである。

の規定は、一つの刷新である。この裁判官の職権による無管轄宣言

係属を通知し、被控訴人に代訴人の選任を指示するのは、裁判所書係属を通知し、被控訴人に代訴人の選任を指示するのは、裁判所書の代別書時点が不明確であり、被控訴人が代訴人を選任しない場合には到達時点が不明確であり、被控訴人が代訴人を選任しない場合には、控訴人は召喚をなさねばならないとされる(九○八条)。なお離ば及び別居に関する手続においては、書留郵便は往々執達書の代りを表述した。

第四に、カリテ(qualités)の廃止が挙げられる。これは、既に一第四に、カリテ(qualités)の廃止が、最も重要である判決主文訴訟手続全体を詳述するものであつたが、最も重要である判決され、 形式主義の後退は、この廃止の中にもみられる。すなわち、かが、形式主義の後退は、この廃止の中にもみられる。すなわち、かが、形式主義の後退は、この廃止が挙げられる。これは、既に一の内容をしばしば解りにくくするものであつた。

## 2 延期手段に対する制限

は、すべて同時に、かつ、すべての本案に関する防禦あるいは訴訟とようとするすべての防禦方法は、訴訟上の抗弁を構成する」と規定する。七三条以下の規定をもたらした一九七二年一一月二五日の定する。七三条以下の規定をもたらした一九七二年一一月二五日の定する。七三条以下の規定をもたらした一九七二年一一月二五日の定する。七三条以下の規定をもたらした一九七二年一一月二五日の定する。七三条以下の規定をもたらした一九七二年一一月二五日の定する。七三条以下の規定をもたらした。大三条は、「訴第一に、抗弁(exception)の制度が修正された。七三条は、「訴第一に、抗弁(exception)の制度が修正された。七三条は、「訴第一に、抗弁(exception)の制度が修正された。七三条は、「訴第一に、抗弁(exception)の制度が修正された。七三条は、「訴

不受理事由の前に提出されなければならない。これに違反する場合であつても同様である」、とされる(七四条)。この規定は各抗無効の抗弁とは訴訟のいかなる段階でも提出できる(一〇三条、一一八条)。また形式的瑕疵による無効の抗弁もその都度主張できる(一〇三条、一八条)。 しかしそれでも抗弁の提出に関する七四条の制限は重要性の発揮しない。抗弁の支持のために援用された法規が公序に関するは受理しない。抗弁の支持のために援用された法規が公序に関する本発揮するであろう。

(一九五八年の改正前のもの)によつて、純粋に延期的な抗弁は排除されたとき旧民訴法典の下では、旧一七二条まとめにして一つの判決によつて、裁判所は、抗弁と本案とをひとまとめにして一つの判決によって判断を下すことができなかつた。 理由は管轄に関する裁判は、控訴を許すので、もし無管轄を主張する被告に本案について申立をなす(conclurer)ことを強いれば、控訴と前身を提出する被告は本案について申立をなす(conclurer)ことを強いれば、控訴と前身発的に本案について申立をなすととを強いられないとしながら、他方において、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によつて抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によって抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、の判決によって抗弁と本案について判断できるとしていた。そして、統判に対することができによって管轄の抗弁は排除される」(七六条)。この規定によって、純粋に延期的な抗弁は排除される」(七六条)。

> 裁判所を除去するに至るという危険」を呈する。しかし、控訴院へなる意向によつて、当事者の意欲に反して、本案についての第一審 dit)によつて控訴審に係属する場合について規定されている。これ るときは、本案を控訴審に移管することができる」。この規定は、 きには、控訴院は本案を控訴院に移管することができる。すなわち、 とはない。実際、無管轄の抗弁が控訴によつて控訴審に係属したと しかし、この場合にあつても、延期的操作をそれ以上に一層許すこ ある。従つて裁判所は抗弁についてのみ裁判をすることもできる。 はSolus et Perrotの両氏が言うように、「管轄権に関するあらゆ 手続を終了させた判決」が、控訴(appel)又は抗議の申立(contre-五六八条においても、この権限は、「証拠調を命じた判決」(一五〇 他方では、控訴院の移管権限の拡大として評価される。すなわち、 に終局的解決を与えることが良き司法にかなつたものであると認め ある場合において、控訴院は、必要な証拠調を自ら命じた上で事件 八九条によれば「控訴院が管轄ありと認める裁判所の控訴裁判所で え方が、ここでは優先されているといえよう。 の上訴によつて時をかせぐという当事者の軽い気持を折るという者 る抗議の申立(及び証拠調を命じた判決に対する控訴)が、 控訴院の 単 条二七二条五四四条参照)又は 「訴訟上の抗弁について裁判して 訴訟 七六条が、単に裁判官に権限を与えたにすぎないことは明らかで

# 小審裁判所の権限拡大と手続の改正

第一に、手続が簡易・迅速であり、且つ経済的(弁護士代理が義務

付けられていない等)である小審裁判所に、一定の事件についての管

小審裁判所の権限に属する事件の性質を拡大し、不動産賃貸借契約ついて管轄権を有するとし、その比率を高めた。更に、同デクレは、を条件として訴額一○○○F以下の債権及び動産に関する事件にレ七八九号は、小審裁判所は終審として三五○○F以下の事件、控訴轄権が移つたことである。すなわち、一九七二年八月二八日のデク

扶養料の支払・更生・廃止に関する大部分の事件を小審裁判所の管に関する手続についての一九七二年七月四日のデクレ六三一号は、た、一九七二年八月一日から実施された親子関係及び生計費の支払を対象又は原因とする事件も小審裁判所の管轄に属するとした。ま

轄に属せしめている。

うになつた(八四一条)。すなわち、和解が不調の時は、事件は直ちできると定めた。これによつて、直ちに弁論に入ることができるとが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をわずらわせ、必然的に訴訟を遅延せが、これは、一度以上当事者をおする。

#### 二、新しい手続の創設

論に付される。

に判決されるか、未だ判決するに熟していない場合には、のちの弁

て、前述したレフェレ手続の一般的導入もその一つに挙げることが事件の性質に適合した手続を導入 するという 柔軟 性の現 れとし

現れといえよう。

現れといえよう。

、当事者に対して、実効性ある手続を用意するための現実主義のが、当事者に対して、実効性ある手続を用意するための現想と矛盾するが、当事者に対しい手続の導入、2レフェレの拡大、3裁判官の専すなわち、1新しい手続の導入、2レフェレの拡大、3裁判官の専びをおる。これも含めて、多様化は主に次の三つの方向で現れている。

#### 1 新しい手続の導入

によつて積極的に行動し、被告がこれに応訴する形態をとるのに対と並ぶ訴訟の開始方法であるが、通常の場合には、原告が「召喚」制定された革新的な制度である。共同申請は、召喚(assignation)は、一九七一年九月九日のデクレ(九条)から生じ、新法典によつては、一九七一年九月九日のデクレ(五七条以下)である。これ第一は、共同申請(requéte conjointe)(五七条以下)である。これ

が認められた後に、争訟的色彩を除去するために、離婚及び別居手が認められた後に、争訟的色彩を除去するために、離婚及び別居手度について審判を求めるものである。実際には、被告が対立する主張をもちながら、それでもなお事件を裁判所に係属させ、各々の申張をもちながら、それでもなお事件を裁判所に係属させ、各々の申張ともながら、それでもなお事件を裁判所に係属させ、各々の申張ともながら、それでもなお事件を裁判所に係属させ、各々の申項について審判を求めるものである。実際には、被告が対立する主理について審判を求めるものである。実際には、被告が対立する主理について表別を決定して、「共同申請」は両者が一定の合意に基づいて共同で一定の事

ion de payer)の制度である。借用証書が存するために、債務の存第二は、支払命令の付与を求める督促手続(procédure d'injonct-

においても創設されている。

続に関する一九七五年一二月一五日のデクレー一二四号二○条以下

八日のデクレ七九〇号は、金額の制限をはずしている。この手続はよつて、小額の民事債権の取立を認めた。そして一九七二年八月二の法律は、商事債権の簡易な取立と同様の条件すなわち督促手続に在について争いがほとんどない場合について、一九五七年七月四日

#### 2 レフェレの拡大 (31) 小審裁判所において行なわれる。

の発展は、類似する二つの異なつた動きを示している。の裁判をなすことを許す手続である。フランス法におけるレフェレ所の裁判官(又は所長)に、通常の手続を経ることなく、 直 ちに 仮レフェレ (référé) とは、召喚によつて事件が係属 せられた 裁判

本案にかけてはならない」と規定し、後に下される判決の権限は以の命令によつて何らの影響も与えられないとしていた。このようなた。新法典の四八四条は、「レフェレの命令(ordonance)は、かっ文言は新条文からは取り去られたが、その趣旨は否定されなかっな言は新条文からは取り去られたが、その趣旨は否定されなかっ文言は新条文からは取り去られたが、その趣旨は否定されなかっ文言は新条文からは取り去られたが、その趣旨は否定されなかっ文言の廃止は、記述がより柔軟に必要な処分を命じる権限を法律が付与している場合において、当事者の一方の要求により、他方当事者を出席又は呼出してなされる仮の裁判である」と規定している。しかしながら、「本案への損害」(préjudice au principal)という旧しかしながら、「本案への損害」(préjudice au principal)という旧しかしながら、「本案への損害」(préjudice au principal)という旧しかしながら、「本案への損害」(préjudice au principal)という旧しかしながら、「本案への損害」(préjudice au principal)という旧しかしながら、「本案への損害」(préjudice)もなかによっている。実際にレフェレの裁判官の権限は以ように、対している。

規定している。

いて、又はレフェレの方式によつてこれを命ずることができる」といて、又はレフェレの方式によつてこれを命ずることができる」といて、又はレフェレの方式によつてこれを命ずることができる」ととを許している。一九年八四条)、この刷新は、債権者に多大な恩恵を与えている。一九七三条八七九条八九四条)。更に、新法典においては、「債務の存在が真の争いとなり得ない場合には、所長は債権者に対する仮払いを許真の争いとなり得ない場合には、所長は債権者に対する仮払いを許真の争いとなり得ない場合には、所長は債権者に対する仮払いを許真の争いとなり得ない場合には、所長は債権者に対する仮払いを許正年一二月一七日のデクレ七三十一二二号の第四条は、新法典一四五条に採り入れられているが、これによつて証拠保全手続(mesures d'instruction "in futurum")の禁止が廃止された。一四五条に採り入れられているが、これによつて証拠保全手続(mesures d'instruction "in futurum")の禁止が廃止された。一四五条に下すべての訴訟に先立つて紛争解決の基礎となるであろう事実の証拠を保全し証明を行なう正当な理由が存する場合には、裁判官的れる証拠調べは、すべての利害関係人の要求により、申請に基づられる証拠調べは、すべての利害関係人の要求により、申請に基づられる証拠調べば、すべての利害関係人の要求により、申請に基づられる証拠調べば、すべての利害関係人の要求により、申請に基づられる証拠。

る。また控訴院長は、レフェレの手続により、控訴された判決の仮においてレフェレの手続により命令することができる」と規定す争の存在がそれを正当化する場合において、すべて処分を控訴事件院長は、それらに対して何ら重大な異議が存しない場合、又は、紛院長は、それらに対して何ら重大な異議が存しない場合、又は、紛にして、といに関する権限が与えられていることは、また一つの刷新にレフェレに関する権限が与えられていることは、また一つの刷新にといても、控訴院長

だけでなく、実際に紛争を終局的に解決するためにレフェレを利用 執行を停止し、または命ずることができる(九五七条)。 ところで、このように古典的な枠組みの中で仮の処分等のために

当裁判官(juge des affaires matrimoniales)である。一九七五年 めにレフェレの手続が利用される。それは、後に述べる夫婦事件担 するもう一つの動きがある。すなわち、ここでは、本案の裁判のた 官が権限を有する事件の手続に関して「すべてこの場合に、夫婦事 件裁判官は、レフェレで各請求について裁判する」と規定する。こ 一二月五日のデクレー一二四号の第一九条は、離婚宣言後に同裁判

#### 裁判官の専門化

される最大の理由は、 その 迅速性であろう。 (共同庭の地役権の創設 のように終局的な裁判を行なうにあたつてもレフェレの手続が利用

の手続についても同様である都市計画法典R四五一条の二)。

手続係属中に権利の基礎について主張される異議を審判し、 すべての事項を取扱い、また執行が財産を対象とする場合は、執行 étrangers)の承認と執行許可についての請求等、強制執行に関する 断による強制執行、外国判決及び 外国 の 公の 証書(actes public に置かれ、判決及びその他の証書並びにフランス及び外国の仲裁判 二項を付け加えている。それによれば、執行裁判官は、大審裁判所 年一二月二二日のオルドナンス一二七三号に一条文すなわち三条の については一九七二年七月五日の法律は司法組織に関する一九五八 第一は、執行裁判官(juge de l'exécution)の創設である。 これ 更に、

> ていない。 うものとされている。しかしまだこの執行裁判官の制度は実施され

実施されている。夫婦事件裁判官は、各大審裁判所に一名以上置か 日のデクレー一二四号によつて創設され、一九七六年一月一日から ある。これは離婚及び別居手続の改正に関する一九七五年一二月五 第二は、夫婦事件裁判官(juge des affaires matrimoniales)で

益を保護する任務を負つている。離婚後に子の保護監督及び扶養料 当する。また他方において、夫婦事件裁判官は未成年である子の利 婚後もその当事者間に新たな紛争が生じた場合には、その事件を担 勧解をなし、準備手続を行ない、また離婚及び別居を宣言する。離 れ、夫婦に関するすべての事項を取扱う。すなわち、夫婦に対して レフェレの手続によつて裁判することができるとされている。レフ(33) 件担当裁判官は、更に離婚後に権限を有するに至る手続については、 しては、右のデクレによつて固有の手続が定められているが、夫婦事 の変更に関して裁判をなす唯一の権限者である。離婚及び別居に関

# 裁判官により指導される手続

続を利用することを正当化しているといえる。

直接的な接触を許すという柔軟性と簡易さを有することは、その手 を固定することは問題があろうが、レフェレが裁判官と当事者との ェレの手続によつて、子の保護監督に関し裁判をなし、また扶養料

民事訴訟王令を模して旧態依然とした手続を定めながら、他方、革 フランス革命を契機として生まれた旧民訴法典が、一六六七年の

未成年者の財産及び未成年者のものとみなされる財産の売却を行な

ここでは、一、事件に対峙する当事者と裁判官の役割、二、訴訟のまた、正義にかなつた裁判を確保するための方策もとられている。とい、今回の改正は、以前に比べて相当に裁判官の権限を拡大すらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素が加えられていつた。しかしフランスでは、これらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほとんらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほとんらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほとんらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほとんらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほとんらの諸外国と比較すれば、職権主義的要素を加える動きは、ほどのである。しかし、その後、普定に、正義にかなつた。以前に比べて相当に裁判官の役割、二、訴訟のもに、正義にかなった。

# 一、事件に対峙する当事者と裁判官の役割

進行(準備手続裁判官)について概観したい。

1、訴訟の開始 「法律が別に定める場合を除き、当事者のみが訴訟手続を開始する。当事者は、それが判決の効果により、又は法を持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従つて、訴訟の開始を持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従つて、訴訟の開始おを持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従って、訴訟の開始おを持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従って、訴訟の開始おを持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従って、訴訟の開始おを持ち、また訴訟対象を定める権限をもつ。従って、訴訟の開始おを持ち、また訴訟の関始は、訴訟の開始によってによって、政治の対策である。他方、「裁判官は請求された事項についてのみ裁判しなければならない」(五条)。これを終結する。

号)は、すべて再審事由になるとしていた。(四号)、「訴項の一について裁判官が言い渡されなかつた場合」(五裁判が言渡された場合」(三号)、「請求以上に裁判で認められた場合」、法典四八○条も、この点について、「請求されていない事項について法典四八○条も、この点について、「請求されていない事項について

子の後見(民法三七三条の三第二項)、親権の失効(民法三七四条二項)より訴訟を行なう」(四二二条)。婚姻の無効(民法一八四条一九○条)、なわち「検事は、法律により定められている場合において、職務にしかし、訴訟の開始に関しては、第一条は例外を設けている。す

等の場合がこれである。

る事実のあるとき」、提訴できることが明らかにされたが、公序のる事実のあるとき」、提訴できる」、とができる」(四二三条)。このように法律に規定がない場合にも、(32)事が当事者として訴訟できるか否かは古くから争われていた。一八一〇年四月二〇日の法律四六条は、これに類似した規定を置いていた。規定のしかたが明確でなかつたため、論争となつたものであるが、学説には、公序の概念が広範かつ曖昧であり、これを認めた場が、学説には、公序の概念が広範かつ曖昧であり、これを認めた場合には私人の私的又は公的自由が危険にさらされるとして消極論をとして積極論をとるものとがあつた。判例は一九世紀においては消極論に立つていたが、最近は徐々に積極論へと転じつつある。本条極論に立つていたが、最近は徐々に積極論へと転じつつある。本条の創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、「公序を害すの創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、「公序を害すの創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、公序の書字の創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、「公序を害すの創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、「公序を害すの創設によつて、検事は法律に規定がない場合にも、「公序を害する事実のあるとき」、提訴できることが明らかにされたが、公序のる事実のあるとき、公序の保護のために対しない。

概念は必ずしも明確ではないといえる。いずれにしても、四二三条

しい請求を申立てる場合には、両者の間に「充分なつながり(lienである。ただし、訴訟開始後に、当事者が最初の請求に追加して新ものである。訴訟の対象の決定についても、当事者は「訴訟の主人」である。ただし、訴訟開始後に、当事者が最初の請求に追加して新むのである。「四条一項)。「裁判官は請求されたすべての事項についめられる」(四条一項)。「裁判官は請求されたすべての事項についめられる」(四条一項)。「裁判官は請求されたすべての事項につい

訴訟の対象

「訴訟の対象は当事者の相互の申立によつて定

suffisant)」が必要とされる(四条二項)ことは、当然である。「充分なっながり」のある場合には附帯請求(demande incidente)の申立は)(六四条)及び参加(intervention)が 挙 げられる。また「充分なっながり」を欠く場合には、附帯請求は許容されないが、当事者は別訴でこれを申立てうることはいうまでもない。この制限は当事者が無関係な請求を追加することによつて訴訟を複雑にし、遅延させることを防止するためのものである。他方、裁判官は「請求外で、ることを防止するためのものである。他方、裁判官は「請求外で、ることを防止するためのものである。他方、裁判官は「請求外で、ることを防止するためのものである。他方、裁判官は「請求外で、ついて民訴法典四八〇条も、「請求されていない事項について裁すでに旧民訴法典四八〇条も、「請求されていない事項について裁すでに旧民訴法典四八〇条も、「請求以上に 裁判で認められた場合」(四号)、「訴項の一について裁判が言い渡されなかつた場合」(五号)は、すべて再審事由としていたことは前述した通りである。

ま実 「その申立の根拠として、当事者は、その基礎となる 事実を主張する責任がある」(六条)。「裁判官は、弁論に提出されない事実をもつて判決を基礎づけることに 「裁判官は、弁論に提出されない事実をもつて判決を基礎づけることに にできない」(七条一項)。訴訟の対象の決定が当事者に属するものとされる。従つて、当事者は、たとえば離婚請求を申立てているならば、 にてきない」(七条一項)。訴訟の対象の決定が当事者に属するものとされる。従つて、当事者は、たとえば離婚請求を申立てているならば、 にてきない。一二条二項)。 にのはできない」(七条一項)。訴訟の対象の決定が当事者に属するものとされる。 にのて、当事者は、たとえば離婚請求を申立てでいるならば、 はできない。一二条二項)。 にのとなるとの にのといるならば、 ならば、当事者は、その基礎となる

よつて初めて規定された、新たな権限である。

ば 判官は、 官の役割が重要なものとなる。すなわち、法の適用は、裁判官に負 事者の役割に力点が置かれていたのに対して、この領域では、 のであれ、 droit)に従つて紛争を解決する」(七条一項)。「裁判官は、当事者に の攻撃防禦方法を職権で顧慮することができる。すなわち、たとえ わされた義務であり、また裁判官のみに与えられた権限である。 を職権で顧慮することができる」(一二条三項)。事実に関しては、 よつて援用された法的理由(fondement juridique) がどのようなも 原告が過失の存在を理由に過失責任を規定する民法一三八二条 当事者が提出した法的理由にも拘束されず、 純粋に法律上の 攻撃防禦方法(moyens de pur droit) 「裁判官は、それに適用される 法の 規定(régles de 純粋に法律上 裁判 当

理由を変更することができない」(一二条四項)。ここでは法に関する 職権で顧慮することが認められている。しかしこれには二つの例外 必要とする。当事者が「自由に処分できる権利」に関して、 り、それ故、 特に法規が保護しようとしている者にとつて不利益である場合もあ 法の規定を回避できないから、その合意は無効とされる。 ず、公序が問題となる事件たとえば身分事件等については、 当事者が「自由に処分できる権利」に関する場合でなけ れば なら 裁判官の役割が制限される。当事者によつてなされるこの合意は、 を限定することによつて裁判官を拘束する場合には、呼称又は法的 由に処分できる権利に関して、欲する性質決定又は法的観点に弁論 がある。第一に、「裁判官は、当事者が明示の合意により、 なすかぎりにおいては、 法の適用は裁判官の権限とされ、純粋に法律上の攻撃防禦方法は、 単に当事者の黙示の受諾では足りず、「明示の合意」を 裁判官は、 当事者の選択した法規範のみに 何人も

は制限されることになる。従つて裁判をしなければならず、これによつて裁判官の本来の権限

第二に、「発生した紛争の両当事者は、前項と同一事項につきかつ第二に、「発生した紛争の両当事者は、前項と同一事項につきかっな、新民訴法典によつてもたらされた全く新しい改革である。ことで必要とされる要件は、前述した場合と同様、①当事者が自由に処分できる権利に関すること、②当事者の明示の合意があることである。この手続は、裁判官が、すべての法規を捨象して衡平(équité)の理念に従つて裁判する点で、裁判所で通常行なわれる訴訟手続とが立する全く新たな手続である。このような改革の背後には、裁判の選延、裁判の公開による私生活の暴露、法による裁判がいずれのの遅延、裁判の公開による私生活の暴露、法による裁判がいずれのの遅延、裁判の公開による私生活の暴露、法による裁判がいずれのの遅延、裁判の公開による私生活の暴露、法による裁判がいずれの過事者にも満足されないという不満、また裁判官及び法律学教授が当事者にも満足されないという不満、また裁判官及び法律学教授が当事者にも満足されないという不満、また裁判官及び法律学教授が当事者にも満足されないという不満、また裁判官及び法律学教授が副業として行なつていた仲裁の慣習の適正化の必要などの事情があったようである。

限を有する」(一〇条)。裁判官は、証拠調べを適切な 範囲 で行なら「裁判官は法律上認められるすべての証拠調べを職権で命ずる権

人を出頭させることができる」と規定する。これは主に自白を得る

ため、 新民訴法典では、「裁判官自身による検証」(一七九条以下)に置き換 (descente sur les lieux) (旧四一条—四三条、旧二九五条—三〇一条)は、 資料の収 吳手段を直接裁判官に集中させている。 専門家、 技 術 者 るために、いかなる事項についても、当事者を出席させ又は呼び出 えられたが、その一七九条は、「裁判官は、係争事実を自ら検 証 なつている。たとえば、旧民訴法典下の複雑な手続である現場検証 新たな点であるが、「裁判官は当事者を和解させる任務を技術者に付 用意されている。他方、「技術者は法的関係(ordre juridique)につ (二五六条以下)、「鑑定」(expertise)(二六三条以下)に 至るまで 各種 る「確認」(constatation)(二四九条以下)から、「診断」(consultation) べて、化 れている (二六三条以下)。また裁判官は 技術者の選任 に 限は、縮小され、鑑定人に対する裁判所のコントロールは以前に比 つたものを単純化したものであるが、同時に、訴訟の解決に必要な ことができる」と規定している。この証拠調べは、形式的に複雑だ して、係争事実に個人的な知識(Connaissance personelle)を得る (一四九条)、以前よりも裁判官の権限の内容は遥かに 豊かなものに 判官はいかなる事項についても、当事者双方又は当事者の一方の本 ついて大きな自由を有し、またその委託する任務についても、単な 与することはできない」(二四○条)とされる。更に、一八四条は「裁 いて評価を与えてはならない」とされ(三三八条三項)また、これは (Technicien)を用いることは勿論認められているが、 技術者の権 何時でも、自由に、これを拡張しまた縮小 することができ

法典においては、より鮮明に規定されている(一八四条以下)。目的をもち、すでに旧民訴法典において規定されていたが、新民訴

また、これらに加えて、新民訴法典は、全く新しい手続を採り入

れた。それは、一方の当事者の申請に基づいて、たとえ他方の当事者にとつて不利な場合でも、その者が所持する証拠資料の提出を命者にとつて不利な場合でも、その者が所持する証拠資料の提出を命ずる裁判官の権限であり、そして、この権限は、もう一歩進んで、も真実の発顕のために司法に協力しなければならない。この義務がも真実の発顕のために司法に協力しなければならない。この義務がも真実の発顕のために司法に協力しなければならない。この義務がは津上要求されたときに正当な理由なく免れようとする者に対しては、間接強制又は民事刑罰(amende civile)をもつて義務を果すては、間接強制又は民事刑罰(amende civile)をもつて義務を果すては、間接強制又は民事刑罰(amende civile)をもつて義務を果する。

## 二、訴訟の進行(準備手続裁判官

当事者にのみ与えられ、裁判官には何らの 権限も 認 められていなどは、当事者主義が職権主義を凌駕していた。すなわち、一九六五年に、試験的に一部の地域に限つて設けられた 準備手続の 裁判 官によつて、その 名称を 改め準備 手続裁 判官(juge de la mise enによつて、その 名称を 改め準備 手続裁 判官(juge de la mise en によって、との 名称を 改め準備 手続裁 判官(juge de la mise en によって、との制度として、一九七二年九月一六日から、アルサス・モーゼルを除く全国に適用されるまでは、伝統的にその進行については、比較的最近に至るまで、当事者にのみ与えられ、裁判官には何らの 権限も 認められていなが、当事者にのみ与えられ、裁判官には何らの 権限も 認められていなが、当事者にのもない。

一九七〇年代におけるフランス民事訴訟法の改正訴訟遅延を解消するため、一九三五年には出廷催告(avenir)の

度は、

当事者進行主義と職権進行主義の選択について、その過渡期

理念の枠組みのなかでそれに改良を試みたものであり、前者は不慮 制度及び訴訟進行係裁判官 (juge chargé de suivre la procédure) 委ねられていたが、あくまでも当事者進行主義を前提とする限りで 視する役割(la mission de surveiller la marche d'instance)」を 係裁判官の制度か設けられている。同裁判官は、「訴訟の進行 を 監全く利用されることがなかつた。同じく一九三五年には、訴訟進行 礼節に反するものと考えられ、当事者の利益が放置されたことから、 訴士及び弁護士間では、同僚を催告することが彼らの良き和合及び 所において運用されるように予定されていたこと、そして、その代 である。しかし、この制度は、訴訟代理の義務付けられた大審裁判 が、勤勉な当事者を前提とすれば、その効果を充分発揮し得るも られている点で、前述の通り、なお当事者主義に根差すものである いうものである。この制度は、その権限行使が当事者の判断に委ね えて、これが徒過されたときには、勝訴判決を得ることができると ない場合には、第二の催告によつて、 を提出するよう催告する権限を当事者に与え、相手方がこれに応じ 制度は、 たため訴訟促進の効果を全く果していない。すなわち、 の障害によつて、後者は裁判官の役割が単なる激励役に過ぎなかつ の制度が設けられたが、これらの制度は、ともに当事者進行主義の 訴訟の促進について事実上の効果を期待するに止つている。 は、同裁判官の使命は単に当事者を激励するに過ぎず、実際には、 相手方に対して、一五日の期間内に 申立書 (conclusion) 再び一五日の期間の猶予を与 出廷催告の

一八 ( 二 八 )

は、一九六五年以降である。ちれるが、訴訟促進のために、裁判官の権限が充分に強化されたのられるが、訴訟促進のために、裁判官の権限が充分に強化されたのそれに応じて、事前手続と口頭弁論との二つの手続段階の分化がみ五八年の改正を通して、訴訟進行係裁判官の制度は若干修正され、における躊躇を反映した典型的な制度である。一九四四年及び一九

行について当事者の権限及び義務を認めている。しかし、他方では、担の下に訴訟手続を進行(conduire)させる」と規定し、 訴訟の進新法典も、その第二条において「当事者は、自己に課せられた負

監督する。裁判官は、期間を定め、また、必要な処分を命ずる」と第三条において「裁判官は訴訟手続の正しい進行(déroulement)を行について当事者の権限及び義務を認めている。しかし、他方では、

ものである。

準備手続裁判官による事前手続(instruction)

は次のようにして

規定し、これに応じて、第二条後段では「当事者は、定められた方

式及び期間にしたがつて訴訟(行為)文書(actes de la procédure)

幅を伴つた変化が見られるが、この職権による訴訟の進行の中心的新法典においては、当事者進行主義から職権進行主義へと大きな振を作成・提出する義務を負う」と規定する。前述したことと比べ、

準備手続裁判官 (juge de la mise en état) の制度は、当初、一な担い手は、準備手続裁判官 (juge de la mise en état) である。

と改め、一九七二年九月一六日から、アルサス・モーゼルを除いてすると共に、その名称を準備手続裁判官(juge de la mise en état)

りであるが、

準備手続裁判官の制度においては、事件は「本案につ

効果を発揮したため、一九六七年に施行地域が拡大され、更に、一して、試験的に一部の地域に限つて設けられた。これが訴訟促進の九六五年に、準備手続の裁判官(juge des mises en état)の制度と

九七一年九月九日のデクレ七四〇号によつて、その制度を若干修正

応じて二つの経路の手続によつて、事件を迅速に処理しようとする路 "circuit court"と呼ばれるものである)を導入して、事件の難易に路 "circuit court"と呼ばれるものである)を導入して、事件の難易に落士及び各裁判所の慣習等の要請に基づいて行なわれているが、大護士及び各裁判所の慣習等の要請に基づいて行なわれているが、大調を修正ではない。すなわち、その修正は、以前には、すべての事情な修正ではない。すなわち、その修正は、以前には、代訴士、弁金国に適用された。そして、この制度は新法典に採り入れられてい全国に適用された。そして、この制度は新法典に採り入れられてい

口頭弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通時的される。すなわち、訴えが裁判所に係属すると、事件が呼び上間頭弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に関する一九四四年及び一九五八年の改正を通じて、事前手続は省かた。訴訟進行係裁判官(juge chargé de suivre la procédure)の制度に関する一九四四年及び一九五八年の改正を通じて、事件が呼び上開始される。すなわち、訴えが裁判所に係属すると、事件が呼び上開始される。すなわち、訴えが裁判所に係属すると、事件が呼び上開始される。すなわち、訴えが裁判所に係属すると、事件が呼び上見頭弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に関する一九四四年及び一九五八年の改正を通じて、事件が呼び上見頭弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に関弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に関弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に関弁論の二つの手続段階が徐々に分化してきたことは前述した通路に対するに対すると、事件が呼び上の調が高いては、事件が呼び上の調件が高いでは、事件が呼び上の調件がある。

訟促進の中心的な担い手は、これを主宰する準備手続裁判官になる は、必ず事前手続に服せしめられることから、前述したように、訴 づいて行なわれる演述である。そして、短期経路に付されない事件 して書面による要式行為であり、弁論を組成するのは事前手続に基 はその性質を異する面がある。事前手続における訴訟行為は原則と 命令に失権的効果が結びつけられている点で、わが国の準備手続と よる事前手続を経て送付される長期経路との二つの経路かあるが、 が部長によつて直接弁論に送付される短期経路と準備手続裁判官に 判決するに熟したものとして弁論に送付される場合としては、事件 論との二つの手続段階は明確に区分されている。すなわち、事件が 件について通常は直ちに判決がなされるが、この事前手続は、終結 は準備手続裁判官によつて終結命令(ordonnance clôture)が下され いずれの場合においても、事件が弁論に送付される際には、部長又 たときのみ弁論に送付されるという原則が確立され、事前手続と弁 いて判決すべき状態 を一切提出することができない(七八三条)。弁論に送付されると事 (七八二条七六○条七七九条)、その後は、原則として申立書及び書類 (en état d'être jugées sur le fond)]  $\ensuremath{\cancel{\bigcup}}$ 

件を判決すべき状態にまで準備するために充分な権限が与えられて項)、「監督」の内容はむしろ指揮である。 準備手続裁判官には、事必要な場合には法廷命令(injonction)を発することができ(同条三必要な場合には法廷命令(injonction)を発することができ(同条三小要な場合には法廷命令(injonction)を発することができ(同条三小要な場合には、七六三条一項によれば、準備手続裁判官の「監督

九七〇年代におけるフランス民事訴訟法の改正

訳である

あるが、これらと重畳的に、前述した事前手続の終結命令も は個々の申立書の交換及び 書類の 伝達を 目的 として、各々の訴訟 radiation)を発することができ」(七八一条)、この 抹消命令 がある 送付及び事前手続の終結を決定することができる」七八〇条)。また き、これが作成・提出されない場合には、職権で、「受訴裁判所への 訴訟(行為)文書を作成・提出させるために期限を定めることが は 事件の解決に直接結びつけられた権限のほかに、準備手続裁判官に を命ずる権限等がこれである(七七一条七六七条)。更にまた、これら る権限、④債権者に対し仮払いを許可する権限、⑤その他仮の処分 を聴問する権限、 九条)、失権的効果が結びつけられている点で(七八三条)、準備手続 と事件は事件簿から抹消され、訴えはなかつたことになる。これら えた後、不服申立を許さない理由を付した抹消命令(ordonnance de 出しない場合には、準備手続裁判官は、職権で、弁護士に通知を与 (行為)文書について制裁を定め、 その提出の促進をはかるもので 「弁護士の双方が与えられた期間内に訴訟(行為)文書を作 成・提 る。すなわち、 訴訟の促進のための重要な権限が与えられている。すなわち、 ③延期的抗弁及び形式的瑕疵による無効を裁判す ①職権で証拠調べを命ずる権限、 ②職権で当事者

とんど異ならないほか、小審裁判所、商事裁判所、労働審判所、小れており(九一〇条、なお九一一条以下、九四〇条以下)、その 手続がほ述べたものであるが、控訴院においても大審裁判所の規定が準用さ以上は、大審裁判所の事前手続における準備手続裁判官について

裁判官の訴訟促進のための権限の一つとして挙げられる。

一二月二二日のデクレー二九一号第一九条)。 条、九四○条、労働法典R五一六ー二三、社会保障事件に関する一九五九年条、九四○条、労働法典R五一六ー二三、社会保障事件に関する一九五九年上れに準じた制度が置かれている (四六九条四七○条:八四四条八六二作関係同裁判所、社会(保障)第一審 委員会等、 各種の裁判所にも

# 二、裁判官の和解者としての役割

かつて、小審裁判所の裁判官については、和解者としての権限が明かつて、小審裁判所の裁判官については、当事者の互譲によつて、お争が円満に解決されることは望ましいことである。そしてまた、自由に処分しうる私的法律関係については、当事者の互譲によつて、身分関係についても、当事者が和合して、たとえば従来通りの婚姻身分関係を継続することに落着するのは、望ましいことであろう。新法関係を継続することに落着するのは、望ましいことであろう。新法関係を継続することに落着するのは、望ましいことであろう。新法関係を継続することに落着するのは、望ましいことであろう。新法関係を継続することに落着するのは、望ましいことである。

念に従つて紛争を解決できる点では重要である。 裁判官が法律を適用することなく、仲裁人として衡平(equité)の理場合に「当事者はその放棄を明確にしないならば控訴できる」が、teur)として裁判する任務を裁判官に付与することができる」。このする権利について、明示の合意によつて、「仲裁人(amiable compositeur)

まず、前述したように一二条によれば、当事者は処分の自由を有

和解者としての役割は、また家族法の中で強められている。離婚本においては規定はより明確である。民法典二五二条は「裁判官が夫婦に対し和諧を試みるときは、夫婦を裁判官の面前に引合わせが夫婦に対し和諧を試みるときは、夫婦を裁判官の面前に引合わせが夫婦でする。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。この場合に、勧諧には形式がなく、何時でもこれを停止し、定する。とができる。民法典二五二十一・た紛争の解決を和解によつて導くことができる(民法典二五二十一・た紛争の解決を和解によつて導くことができる(民法典二五二十一・た紛争の解決を和解によつて導くことができる(民法典二五二十一・た紛争の解決を和解によって、保護裁判官の前に引合わせが保護を思いいする。親権に関する事件において、争いのある場合には、に重要である。親権に関する事件において、争いのある場合には、被が争したある。親権に関する事件において、争いのある場合には、裁判官の下に事件が保護をはいるが、同裁判官は「当事者を和解させる(concilier)試みをせられるが、同裁判官は「当事者を和解させる(concilier)試みをせられるが、同裁判官は「当事者を和解させる(concilier)試みをせられるが、別様に対している。

執行名義(titre exécutoire)となる(一三一条)。名する(一二九条一三〇条)。そして和解を確認した 調書の抄本は、より調書において確認され、その調書には裁判官及当事者双方が署当事者の要求によつて、それが部分的なものであつても、裁判官に

- の三県については、一九七七年一月一日から施行されている。(1) 同デクレ第三条二項によつて、Bas-Rhin, Haut-Rhin, Moselle
- (α) Claude Parodi "L'esprit général et les innovations de Nouveau Code de procédeure civile" pp. 35 et suiv. N°520 et suiv.
- (α) C. Parodi, op. cit., p. 20.
- (4) この王令については塙浩「ルイ一四世民事訴訟王令(一六六七年四(4) この王令については塙浩「ルイ一四世民事訴訟王令(一六六七年四
- (5) 以下の経緯については、H. Solus et R. Perrot, Droit judicia-ire privé, t. I, N°76に拠つている。
- 一九二四年三月一一日の法律は商事レフェレの手続を創設している。三一日の法律は商事の仲裁条項に関する規定をそれぞれ若干修正し、行に関する規定の一部を、一九二二年三月一三日の法律及び一九二八行に関する規定の一部を、一九二二年三月一三日の法律及び一九二八八四一年六月二日の法律及び一八五八年五月二一日の法律は強制執一八四一年六月二日の法律は強制執一八四一年六月二日の法律は強制執
- (7) 一九三五年一○月三○日のデクレ・ロワは、訴訟進行係裁判官の制決制度等を改正している。しかし、このうち訴訟進行係裁判官の制度は実務において歓迎されずその目的をほとんど達し得なかつたといわれている。Solus et Perrot, op. cit., t. I, p. 15,

- 全面的に改正している。一九三八年六月一七日のデクレ・ロワは、不動産差押に関する規定を一九三八年六月一七日のデクレ・ロワは、不動産差押に関する規定を
- る規定を改正している。 事者の本人出頭(Comparution Personelle)と参加、控訴に関す一九四二年五月二三日の法律五五四号五五五号五五六号は仮執行、当

手続、準備手続、鑑定に関する規定を改正している。一九四四年七月一五日の法律二五六号二五七号二五八号は評議部での

〇一五頁以下に詳細な論説がある。ては、江川价泰「フランス民訴制度の動向」法律時報三二巻一〇号一とれらの一九三五年以降一九四四年までの改正の個々の改正点につい

- (∞) cf. Hébraud et Despax, l'Avis de la Faculté de droit de Toulouse, Les annales de la Faculté de droit de Toulouse, 1957, t. V, fasc. 2, p. 45 et suiv.
- (9) 一九五八年一二月二二日のデクレー二八九号による改正がそれであ
- (10) 一九六五年一○月三○日のデクレ八七二号によつて創設された。こ(10) 一九六五年一○月三○日のデクレ八七二号によって創設された。この改正については、野田良之「フランス民事訴訟法における準備手続務民事訴訟講座一 巻一五三頁以下(一九六九年)(同『比較民事訴訟 務民事訴訟講座一 巻一五三頁以下(一九六九年)(同『比較民事訴訟法における準備手続政策の研究』一五頁以下)等参照。
- (11) この制度改革については、河原・中川・更田「フランスの弁護士制度」 この制度改革については、河原・中川・東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』四八五頁~四九東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』四八五頁~四九京立事の背景と新制度』第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』

- (2) G Cornu et J. Foyer, Procédure civile et commerciale (Collections Témis), 1958.
- (4) 全国空斥完寸4
- (4) 全国控訴院付代訴士協会(chambre nationale des avoués d'appel) のかつての会長である。
- (15) 全国執達吏協会 (chambre nationale des huissiers de justice) のかつての会長である。
- (16) 司法上および法律上のある専門職の改革に関する一九七一年一二月
- (17) 裁判援助に関する一九七二年一月三日の法律一一号。三一日の法律。なお注(11)参照。
- デクレーー二三号三条二項)。 は一九七七年一日一日から施行されている(一九七五年一二月五日の(18) 但し、前述した通り、Bas-Rhin, Haut-Rhin, Moselle の三県で
- (19) 一九四二年五月二三日の法律五五四号五五五号、五五六号。
- (2) 旧法下のレフェレの 制度 については、小山昇「フランスにおける(2) 一九四四年七月一二日の法律二五八号。
- référéの一端について」村松裁判官還暦記念『仮処分の研究(上巻)体系上巻』一二五頁、江川价泰「フランスにおける『仮処分制度』―「体系上巻』一二五頁、江川价泰「フランスにおける『仮処分制度』―「ランスにまける「日港下のレフョレの 毎度 については、小山昇「フランスにまける
- 巻一号一三頁、参照。巻一号一三頁、参照。

総論』四九頁、若林安雄「レフェレ=仏における仮処分制度(一)(二)

- (②) Vincent, Procédure civile, 19êm∞ ed. N°. 430bts.
- (A) Vincent, op. cit., N°. 428. Catala et Terré, Procédure civile et voie d'execution p. 250.

四一七頁。「フランスの司法制度改革」東大社研編『戦後改革 4 司法制度改革』「フランスの司法制度について」民事訴訟法研究四巻一○三頁以下、圧藤けのデクレー二八一号、一二八四号による司法制度改革。三ヵ月「フ

(25) 一九五八年一二月二日のオルドナンス一二七三号を中心とする同日

- を取扱つている。 の無効の問題の一断面ー」日仏法学二号一頁以下は旧法下の無効制度 26) 小山昇「フランス民訴第一七三条第一項の解釈について―訴訟行為
- (%) Cass. civ. 3 aur. 1895, S. 1897, 1, 127
- (\tilde{\
- Cass. req. 29 juin 1937, D. H. 1937, 505.

Cass. com. 20 déc. 1949, D. 1950, 106

- Cass. soc. 21 déc. 1950, D. 1951, 172.
- 場合について。Pau, 5 mai 1909, S. 1909, 2, 223. 被告が手続の無効を主張しながら、副次的に本案について申立をした
- (3)) 冮藤价泰「フランスにおける裁判上の和解」都立大学法学会雑誌二

(\mathbb{O}) Solus et Perrot, op. cit., t. II N°. 773.

- (31) 旧法下のレフェレ制度に関するものとして注(21)掲記の邦文々献巻一号三○頁以下。
- (3) J. Vincent, op. cit., 243 bis.

がある。

- (33) 一九七五年一二月五日のデクレー一二四号一九条。
- (3) J. Vincent, op. cit., Nºs 188 et S.

  cf. Vincent, La procédure civile et l'ordre public, Mélanges
- Roubier, t. II Nos 334 et s.

最近の判例を示すものとして

- H. Solus, La juris prudence comtemporaine et le droit du ministère public d'agir en justice au service de l'ordre public, Etudes en l'honneur de Capitant, p. 769.
- (36) Paris, 17 fév. 1971, D. 1971-733 note J. Mazard com. 5 juillet 1971, D., 1971, som. p. 224. なお木川統一郎「フランス民事訴訟とおける参加制度」民事訴訟政策序説三七八頁以下、岩林安雄「フランス民事訴訟法における強制参加」山木戸教授還暦記念『実体法と手続法の交錯(上)』二二九頁以下参照。
- (37) 最近の判例として

Cas., civ. 3°. 16 déc. 1970, Bull. II, Nº 713, p. 517; 14 mai 1971, Bull. III, N° 305, p. 207; 15 nov. 1972, Bull. III, N° 613, p. 451.

- (\mathbb{R}) C. Parodi, op. cit., pp. 59 et s.
- 三二巻一〇号一〇一五頁以下、特に一〇一七頁参照。
- (4) との制度については、注(1) 参照。

Je tiens à remercier tout particulièrement ici Monsieur le Professeur Docteur Chartier de l'Université de Paris V. Son manuscrit intitulé "L'évolution récente de la procédure civile en droit français" et ses suggestions pour recueillir des documents m'ont été d'une aide fort précieuse.

Qu'il me soit permis de lui témoigner encore une fois tous mes remerciements ainsi que ma très vive gratitude. Koichi Honda